

峰崎直樹君 私は社会党、北海道の選挙区選出でございまして、特に浅野公述人はかつて北海道庁の民生部の方にお勤めだということで、大変今回の当選おめでとうございますということをおの場をかりて申し上げます。

さて、最初に矢嶋公述人の方から、昭和二十五年からということで大変長いキャリアを誇っておられまして、私どもの大先輩で、私のように一昨年の七月に当選してきた者からすると、昭和二十五年というのはまだ私が小学校に入っておりませんでしたので本当に随分昔の気がするんですが、ひとつ過去の歴史ということで聞いてみたいわけでございます。

かつて、参議院になって常任委員会や特別委員会で委員長というものが不信任をされたことはないんだ、こういうような新聞記事を見ておりまして、本当かどうか私も確かめたわけではございませんが、長いキャリアを誇っておられる矢嶋公述人はこのことについてのどのように評価をされているか、考えをお持ちであるか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

公述人(矢嶋三義君) 随分荒っぽいことが行われたと私もびっくりしました。それで、不信任の理由はどうなのかと思って、まだ速記録ができていないからわからないんですけども、二、三の人に聞くと、総理に会ったとか、あるいは本当か知らぬけれども、どうも牛歩戦術云々があるんじゃないかなというようなことで、はっきりした根拠がわからぬからそれだけで申し上げられませんが、この委員長の不信任というのは、私は結論的には、残念ながら私のふるさと参議院は悪例を残したと思っております。極めてこれは重要なことであります。

私は本岡委員長はかなり知っておりますが、ある段階で私は委員部を通じて委員長に対して、何をもちまして審議をしないんですか、ともかく審議を始めなさい、あなたは国会の役員であるからという電報を打ちましたよ。手紙も出しましたよ。それで、責任上彼は詳しくは言わぬが、いろいろああいう形をとらざるを得なかったと思うんです。

議院内閣制、政党政治ですから、総理と会う云々ということは、これは問題にならないですね。

それから牛歩戦術云々ということなんですが、私は衆議院でこの法案が議決されたときに三階から初めから終わりまで見ておりました。参議院の牛歩戦術はかつて私もやったことがあります。あのPKO国会と消費税国会のを三階からつぶさに私は見ております。私が消費税のあのときに出てまいりましたら、懇意な古参衛視がおって、矢嶋先生、あの様子どうですかと言うから、おお、それは問題があるが、僕らがやった当時に比べれば整然として立派なものだ、こういうふうに私は言ったわけです。これは、その主義主張を通すために抵抗権の一つとしてあり得るんでしょうけれども、こんなのは余りやるべきじゃないですよ。だから政治改革なんですよ。

もうちょっと申し上げますが、私はつぶさに見ておりますが、御婦人の方が時間つぶしでこういうふうにはステップして行っている姿というものは、それは淑女のやることじゃないですよ、やらせることじゃないですよ。また、消費税のときは整然と歩いておったんだ。僕は三階から見ておって、これは本岡という人間は大した掌握力と指導力と統率力があるなど、その点に私は非常にびっくりしました。

ところが、PKOのときは、皆さん記憶あるでしょう、何か院内係が生理的現象で連れていくと、僕が時間を見ていると、中には帰ってこない人がおる。これは出て行って休むなり何が食べているんだろうと。三階から見ていると、遊び事しなさんなよと。これは与野党の議員にあります。かつて我々の時代には、男の議員で本会議場に一升瓶を持って入っていった人がおるんです。そういうような方の例はまたあってはならないと。しかし本岡氏は、まあ党から選ばれたんでしょうが、あの消費税のときなんか整然とやっておった。

当時の土屋議長、埼玉県知事を今やっておられるが、私は彼に敬意を表しました。私は三階から見ておって、議長は投票箱を閉鎖しますともう言うはずだと公務員諸君と一緒に見ていたんだが、なかなか言われない。あれ閉鎖すると言うと、どっと衛視が出てきて、それから先生方がだっとなってこうなるわけですが、一遍もならない。あの土屋議長のやり口というものはまことに私は見事だったと思うんです。

それで、私は土屋議長に直接会って敬意を表しました。過去は過去として、あんなことはもう抵抗権の行使として許されておってもやらぬがよろしい。だから政治改革なんですよ。それなるがゆえに、本岡委員長の不信任の一端となっているとすると、私は残念に思います。皆さん仲よくやってくださいよ。

言論戦は大いにやってもよろしい。国会に「イシューブリーフ」というので、選挙制度から各国の政治のことを調査及び立法考査局ですっと出しておりますね。これを見ると、要するに実質的な議論をする時間は日本が一番少ないんですよ、先進国では。アメリカとか英国あたりに比べると、実質的な討議は少ないわけなんです。だから、どうか仲よくして、そして政策論争で対決するという姿勢をとっていただきたい。いろいろと経過と事情があったんだろうが、国権の最高機関の第二院である参議院として、委員長解任動議を行使したというのは前例もない。私たちの時代にもなかったことですし、これは非常に残念ながら悪例を残したと私は思っております。しからないでください。

峰崎直樹君 次に、浅野公述人の方にお伺いしたいと思うんですが、今、永田町の論理とかいろいろ出ておりますけれども、浅野公述人は霞が関の厚生省におられたということで、私も最近「お役所の掟」という厚生省のお役人の現職の方が書いた本を大変おもしろく読んだわけでございます。その内容はちょっとさておきまして、実は霞が関の文化ということを最近とある事件で耳にしたわけです。と申しますのは、通産省の役人の方が選挙に立候補されるときにワンランクアップされて、そして選挙に出られた。そのこと的事

の是非の問題はまた別にいたしまして、この説明をされた通産省のお役人の方が、霞が関の文化というものがあるんだ、こういう実はお話がございました。

これは、政治改革といいますか直接今回政治改革に関係することではないのかもしれませんが、政治を改革していかなきゃいけない我々にとってみてもやはり大変重要な問題じゃないかな、こう思っています、元厚生省におられて今回知事に当選をなさいました浅野公述人はこの点についてはどのように思っているか、ちょっとお聞かせ願えればと思うのでございます。

公述人（浅野史郎君） 霞が関の文化と呼ばれるようなものがあるのかないのかも私よく存じておりませんが、それが多分悪い意味だとすれば、国家公務員の間だけに通じる一つの考え方、論理というものであらうと思います。いい文化はともかくといたしまして、そこだけでのいわば楽屋話みたいなもの、楽屋言葉みたいなもの、そういうものが多ければ多いほど一般の国民、一般の県民の考え方と遊離をしてしまう。その意味では、そのような悪い意味での文化というのをなくしていくという方向が正しいと思っています。

私の在籍しております宮城県庁も、同じような意味で、県庁の中では当たり前というようなこと、これが実は県民にとっては当たり前ではないということが出たような状況もございました。霞が関にもいた、また今新しく宮城県庁にいる私といたしましては、確かにそう言われて、霞が関の文化とかいって批判されるものもあらうとは思っています。そういったものについては、まず言葉遣いの問題から、そして考え方のことから、一般の国民、県民から見ていかかと思われるものについてはやはり積極的に改めていく、そういった方向が必要ではないかということを経験から感じるところでございます。

峰崎直樹君 浅野公述人、先ほど選挙の問題で、本当に恩を感じたと。私も実は選挙をやっていて、選挙活動の中で小さな方々の善意といいますか、時にはカンパをしていただいたりということで、本当に初心を忘れるべからずだなというふうに思いながら私も頑張っていきたいと思っています。

その際、多額のお金をもらったら、これに対してもやはり恩を返さなきゃいかぬと思うようになるだろう、そこで自分としてはもらってはいけないと痛感をされたと、こうありますが、そうすると、企業献金という問題が今回大変大きなテーマになっているわけですが、浅野公述人はこの企業献金についてはやはり廃止をした方がいいというふうにお考えかどうか、この点、少しお聞きしたいと思います。

公述人（浅野史郎君） 私の先ほどの言い方からいいますと、献金は個人がよくて企業はだめというよりは、一つのメルクマールは広く薄くということであるということでございます。したがって、個人であらうとも、これはもちろん上限がありますけれども、私の気持ちからしますと、候補者としての気持ちからしますと、多額にもらった方にはや

っぱりそれなりの恩を強く感じるということがございます。また、逆に企業、団体でも額が薄ければ広く薄くに当たるわけですから、その意味で、特に恩を強く感じて、そして余り公明正大ではないその返し方というものに通じることはないと思います。

ただ、一方、企業というのは利潤を追求する主体であるということがございますので、その辺からの縛りもありましょうが、私が今率直に感じておりますのは広く薄くということで、ある一定の候補者、ある一定の政治家にそういった意味で思いを託すというか、そんなことはあろうかなと思っております。

したがって、今、私の率直なところで、個人献金は善、企業献金は悪というような二分法にいくのは若干ためらいはあります。ただ、これは国会での御審議の中でございますので、私の感じとして申し上げさせていただきます。

峰崎直樹君 企業献金の是非問題というのはこれからも恐らく議論になりますし、五年後にまた法案で言えばいろいろ再検討する場もあるようです。

さて、倫理の問題のことで少し、先ほどおっしゃられた点について、つくったルールは絶対守ってもらいたい、こういうふうに提起をされまして、私もそうだろうというふうに思うんです。また、そうでないとこれからも信頼というものは回復できないだろうと思うんです。しかし中には、例えば公職選挙法の第何条でしたでしょうか、選挙の裁判の問題なんかでも百日裁判ということの制度がしてあってもなかなかこれは守られない、こういったような形で、制度化の問題も含めていろいろ議論しなきゃいけない点がたくさんあるんじゃないかと思うんです。こういった点について、これは質問というか私の意見になっちゃいましたけれども、お答えを求めるといっても、これから我々自身もそういった制度改正をしなきゃいかぬと思っています。

浅野公述人、先ほど投票率の問題で、大変私はこの投票率の問題、自分の参議院選挙が本当に史上最低と言われるくらい低い、全国的には五〇%すれすれの平均だったわけですが、衆議院もああいう結果で、史上最低の投票率と。こういうことで、先ほど非常に選挙に対してわかりにくい、あるいはうさん臭いといったような政治的な不信感の問題が述べられたんですが、投票率が低下をし、御自分の知事選挙の投票率もたしか三九%くらいだったと思うんですが、この点、先ほどおっしゃいました選挙に対する県民のわかりにくさとかうさん良さとかそういったものが主要な原因だというふうにはやはりお考えなんですか。その点ちょっと、感想めいたものでも結構でございますが。

公述人（浅野史郎君） 私が候補として出ました前回の宮城県知事選挙は三九・二%ということで、宮城県の知事選挙としても史上最低の数字でございました。それにつきましては、その原因、いろいろ推察がございます。いずれにしても、これは科学的に割り切れるものではございませんので推察の域を超えないわけでございます。

一つには、宮城県にとって五回目の選挙であったといういわゆる選挙疲れというものも

あったと思います。しかし、それだけの数の選挙になったということも、実は背景には政治というものに対する不信感、あきらめといったようなものがあった、これも事実でございます。そういったもろもろのことからそういった低い投票率になったというふうに感じております。

むしろ私といたしましては、その原因というものを深く考えまして、投票率を高くすればいいというものでもございませんけれども、私の県政を通じて政治にもう一度信頼感を回復してもらいたいということで、これから一生懸命やっていきたいということで重く受けとめているところでございます。

峰崎直樹君 調べてみると、先進国と言われて
いる国がどうも軒並み投票率を低下させているとかあるいは政治腐敗が起きてきているとか、いろいろ我々も考えなきゃいけない問題がたくさんあると思いますが、これはまた別途議論をしていきたいと思っております。

浅野公述人に、当選をされた方にすぐお聞きするのは大変恐縮なんですけど、首長の多選を禁止すべきではないか、こういう見解があるのでございますが、当選されてすぐの浅野公述人には大変酷な質問かもしれませんが、その点はどのようにお考えになっておられるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

公述人（浅野史郎君） 先ほども申し上げましたとおり、就任して一カ月半でございます。多選はおろか再選もまだ考えられるような状況ではございませんので、ただいまの御質問、全く考えを私なりに持ち合わせておりませんのでコメントを差し控えさせていただきますと思っております。

峰崎直樹君 浅野公述人だけに集中して時間がもう大分過ぎ去ってまいりましたけれども、先ほどの、選挙に出る人はいわゆるよほどの変わり者でなければ出ないとか普通の方がなかなか出られなくなっているとかいう問題は、これは私も大変これから政党や政治家は考えなきゃいけない問題だと思っているわけです。

その際、先ほど政治資金の問題とかあるいはお金の問題を主としてお話しになられたんですが、この点、浅野公述人、西公述人、あるいは矢嶋公述人、皆さんに関連するわけですが、私は前回、参考人のときにもちょっとお聞きしたんですけども、どうもやはり民間の方々あるいは公務員もそうなんですけれども、なかなか今選挙に出にくいものというのは、今おっしゃったお金の面もちろんなる人ですけども、特に国家公務員、地方公務員というのは出ると同時にこれはやめなければいけないという制度的な問題がございますね、国家公務員法、地方公務員法に。あるいは民間の方ですと何年間か、例えば参議院で一期六年間やりますと、帰ってくるともう職場が大きく変わっているというようなことがございます。

そういった点で、そういう制度面で何かきちっとこちらを直していかなきゃいけないと言われるような意見が出ているのですが、特に公務員制度の問題なんかについてのようにお考えになっているか。そういったことはやはり変えていくべきじゃないかといったような意見についてはどのようにお考えですか。公務員の場合は例えば休職制度をとるとかそういったようなことですね。そういったことについてはどのようにお考えになっているか。これはお三方に答えていただければと思いますが。

公述人（西修君） 公務員制度云々ということになりますとちょっと難しい、私の守備範囲を超えるかと思えますけれども。要するに出やすい選挙といいますが、一般の国民が選挙に出やすくするためにはどうすればいいかということに対するお答えということではよろしいわけでございますね。

これからは今までの中選挙区制と違って、小選挙区制さらにまた比例代表制ということになりますと、要するに各党における候補者の選び方、これは当然変わっていかねばいけないのではないかと思います。

その変わり方ですけれども、例えば小選挙区制ですとやはり政党対政党ということになります。ですから、やっぱりその選挙区における政党のベストの人をその選挙区から代表として選ぶということになりますと、ただ先ほどのあれじゃないけれども、よほど何とかという、よほどがつかなくても、あえてよほどということになれば、よほど政策とか国民のこととか、あるいは国レベルで言えば安全保障とか外交とか、そういうよほど政策、あるいは本当に国民のことを考えている人がだれかということ、これは政党の中での候補者の選び方、プロセスにおいて、例えば予備の討論会をやるとかそういういろんな形で本当にだれがいいのか、ただお金があるとかどうかということではなくて、本当にだれが考えているかということをやったり各党の中でいろんな討論会をやって、その中で一番いい代表選手を選ぶということになりますと、お金とかそういうことではなくて、本当に見識のある、そういう人たちをどうやって選ぶべきかということがかなり変わってくるのではないかと。

今までの中選挙区制ですと、まさに各政党の中の争いということで必ずしもそういうことができなかつたかと思えますけれども、やはり小選挙区制にせつかく変わるわけですから、党の候補者選びというものも変わっていかねばいけないんじゃないか、私はそういうふうに期待をしているわけでございます。

公述人（浅野史郎君） 先ほど私が申し上げたんでいけば、私もよほどの変わり者でございます、公務員を退職し知事選に立候補したわけでございます。まあ気持ちとすれば、これでだめだったらまた戻るところがあればこんな楽なことはございません。しかし、これを制度として考えますと、やはり公務員というものがそういう政治家として候補者となり、そして結果だめだった場合戻るといふことであれば、これは公務員としての中立性

について大きな疑念が生じるということもまた制度上、また一般の国民の方の目から見てもこれはあり得ることではないかと思っております。

私の場合、いわば退路を断っていったわけですが、これは私とすればいたし方がないというか、それは読み込み済みでございますし、今後のあり方につきましても、この点はそれぞれの個人的な立場とは別に、やはり公務員制度の立場からも慎重に考えられてしかるべきではないかというふうに思っております。

私に関しましては、この制度は、先ほど申し上げましたが、読み込み済みというか、それについての不満というもの、これを残しての立候補ではございませんでした。

公述人（矢嶋三義君） 私は九州の大分ですが、選挙で候補を選ぶときは、まあうちの方言で言うと、あん人は金つくりきるかな、金があるかな、これが第一前提ですね。政党を見ても、派閥の長でも委員長でも、金をいかに集めるかということが一番大事なんで、そればかりで政策は余り勉強しておらぬですよ。この姿は改めなくちゃならぬと思うんだ。そのために必要なことだったら税金を幾らだっでも出していいと思っているんだ、私は。そのかわりさっき言ったように、きれいに正しく使っていただかにはなりませんよ。ともかく金が大前提だもの。失礼だけれども、人格とか識見とかというのも要素には入っているけれども、しかし大前提は金ですよ。だから議員は、国会の役員のポストでも何でも探すときは金づるのところばかりまず行くでしょう。法務政務次官になれというよりは通産政務次官、大蔵政務次官、建設政務次官といったら、はいと言って行くわけでしょう。こういう政治土壌を改めにはならぬということですね。

それから、候補者をやっぱり考えるときに外国の例も随分考えるんですが、議会政治課に調査に行くと外国の資料をいっぱい集めていますわ。しかし、あくまで参考にすぎず、やっぱり日本の風土に合うように考えるわけです。

男女平等という点から女性云々という特別に枠を設けることは好ましくないじゃないかという反論もあるかもしれませんが、さっき私は比例部分の名簿をつくる時に女性に格段の考慮を払ってほしいということ、法文にはならぬかもしれないけれども、それをあえて申し上げたわけです。ごらんなさいませ。女性議員の方は極めて少ない。ところが、外国では先進国は多いですよ。それで、好ましくないかもしれぬが、皆さん方は党の幹部ですから、ぜひ御配慮をいただきたい、比例部分の名簿をつくる時に女性に考慮する。男性はかなり伸びているが、女性をいかに啓発して、これを活用していくかということはこれからの日本の重大なポイントですよ。立派な人がたくさんおられる。

そこに森山先生いらっしゃるが、官房長官としてもすばらしかったが、あの甲子園の開会式におけるあいさつは男性になんかできるものじゃない

ですよ。その内容といい、お声のよさといい、それは諸君に感銘を与えておる。私、テレビで見ておったんですが、普通の開会式のときは選手は皆こんなことをやっておるが、森山先生のときはきちっとみんな聞いておったんですよ。これは例なんです、そういう方々

がおられるわけですから、各政党にもおるわけだから、ぜひともそういうふうにご配慮をさせていただきたい。そうしなければ、日本ではなかなか選挙で女性が出てこれないですよ。

その点については、政策は別ですけども、共産党の姿勢に私は敬意を表している。共産党は女性をいつも候補者に推している。しかも、やっぱり得票を考慮するんでしょう、きれいな人はつかり選ぶんだ。だから、その点で僕は共産党には敬意を表しているわけです。笑い事ではないですよ。皆さんぜひこの法律が通ったら比例部分の名簿をつくるときは女性にご配慮をして、法律の明文上書けないでも運用の面で配慮をさせていただきたいというのでさっき申し上げたんです。そうでなければ、なかなか日本の現実では候補者になり得ない。

以上です。

峰崎直樹君 この質問を最後にしたいと思うんですが、きょうが衆議院から参議院に送られてきて六十日を超えて、最初に恐らくメンバーが集まってきているわけです。これから先は例の五十九条の第四項の問題で、衆議院から要請があったらもう参議院では否決したものとみなす、こういう五十九条第四項の規定の問題が議論になっているわけであり

ます。西公述人にぜひお聞きしたいんですが、この規定の問題、先ほど憲法の問題に触れられておっしゃいましたけれども、このように六十日間も、結局この五十九条第四項を適用されるような状況になっていることについて、西公述人の御意見をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

公述人（西修君） これは規定は規定ですから、私は一応憲法学者としては、規定は規定ということで、それをどう考えるかということは当不当の問題ということかと思えますけれども、私は、六十日が最大ぎりぎりでありますから、やはりこれは本来六十日以内に参議院で審議される、それで、可決でも否決でもいいわけですけども、あれは例外的な規定である、条項であるというように考えるべきではないか。当然、衆議院と参議院の二院制になっているわけですから、衆議院から送られてきたら速やかに審議し、そして所定の日数の中で審議し何らかの結論を出すということが憲法の趣旨であると思えます。

それから、六十日というのは、それでもだめな場合、万が一の場合ということで、私はやっぱり本来はあるべき姿ではないように思います。その中で粛々と議論なされてそれなりの結論を得られるというのがあるべき姿ではないかというように考えます。

峰崎直樹君 終わります。（拍手）